諸手当チェックリスト（四万十町）

現在支給中の手当について以下の項目を確認し、チェックを入れてください。

別紙の認定内容について、下記の項目を確認しました。

　　　　　　１ 認定状況に変化はありません

どちらかに〇を

　　　　　　　　　　２ 届出が必要な事項があります（手当の名称　　　　　　　　　　　　　　 　　）

令和　　年　　月　　日

四万十町立　　　　学校　氏名（自署）

|  |  |
| --- | --- |
| 扶養手当 | |
| □ | 配偶者や子を扶養親族としている場合に、扶養親族が就労（パート、アルバイトを含む）により、年額130 万円以上、あるいは月あたり108,333 円以上の収入を得ている場合には、要件を欠くこととなります。（月によって変動がある場合は、前後3 ｹ月平均の金額で判断します。）扶養親族の収入を確認していますか。 |
| □ | 配偶者と重複して子の手当認定を受けていませんか。 |
| □ | 扶養しなくなった場合や、扶養親族が死亡した場合に届出をしていますか。 |
| □ | 父母等を扶養親族としている場合は、年金収入等の限度額が共済組合とは異なります。（共済組合は年180 万円未満であるが扶養手当は年130 万円未満。）年金収入等の限度額は超えていませんか。 |
| □ | 事業所得がある方を扶養親族としている場合は、控除できる必要経費が所得税法上の必要経費とは異なりますが、十分に確認されていますか。 |
| 住居手当 | |
| □ | 住居手当を受給中で、転居した場合や、家賃額の改定があった場合には届出をしていますか。 |
| □ | 配偶者が居住するための住居にかかる住居手当は、職員に単身赴任手当が支給される場合のみ支給対象となります。単身赴任手当を受給していないのに、配偶者が居住するための住居手当が支給されていませんか。 |
| □ | 県職員住宅、教職員住宅、持ち家は、住居手当の支給対象とはなりません。職員住宅等に居住していて住居手当が支給されていませんか。 |
| □ | 家賃の支払は、本人が支払ったものとなっていますか。（引落しの口座名義人など） |
| 通勤手当 | |
| □ | 人事異動で公署が変わったり転居した場合、また、新しい道路の開通等により通勤方法や通勤経路が変更になった場合に届出をしていますか。  （通勤距離が２km 未満の場合には手当は支給されません。徒歩や自家用車等に同乗して通勤する場合も手当は支給されません。それまでに通勤手当を認定されている場合には、喪失の届出をしていますか。） |
| □ | 高速道路料金にかかる特別加算分が支給されている職員で、新しい道路の開通等により高速道路の支給要件を満たさなくなった場合や、高速道路の利用料金に変更が生じている場合に届出をしていますか。 |
| 届出が必要な主な事例： | |
| □ | 自動車が普通車⇔軽自動車に変わり通行料金が変わった場合。 |
| □ | 高速道路の利用区間が変わった場合。 |
| 単身赴任手当 | |
| □ | 配偶者や子と同居になった場合には、喪失の届出をしていますか。 |
| □ | 手当の受給中に、勤務公署や、自分や配偶者の住居が変わった場合には、届出をしていますか。 |
| 児童手当 | |
| □ | 児童（子）と、同居・別居の状況が変わった場合届出をしていますか。 |
| **へき地手当に準ずる手当** | |
| □ | 住居が変わった場合届出をしていますか。 |